

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第76期（2021年4月1日～2022年3月31日）

◆事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況……………	1
会社の支配に関する基本方針……………	9

◆連結計算書類

連結計算書類の連結注記表……………	11
-------------------	----

◆計算書類

計算書類の個別注記表……………	21
-----------------	----

2022年6月6日

エレマテック株式会社

上記の事項は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.elematec.com/ir/>）に掲載することにより、株主の皆様へ提供したものとみなされる情報です。

本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役、執行役員及び社員（使用人）に対して、法令、社会倫理及び企業倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス規程において「行動基準」を定める。
- 2) 企業倫理に従い、市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- 3) コンプライアンス体制の構築及び運用については、「マネジメント会議」（代表取締役、管理系の執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める。）において、関連する方針、対応及び重要事項等を協議し決定する。
- 4) 「行動基準」の遵守やコンプライアンスへの取り組みは、マネジメント会議事務局として人事総務部が統括し、新規事業及び新規案件に内在するリスクを分析し、適時マネジメント会議に報告する。更に必要に応じて取締役会に報告する。また人事総務部は社員研修や各種社内会議等を通じて、コンプライアンスの意義等を啓蒙する活動を行う。
- 5) 取締役、執行役員及び社員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、コンプライアンス規程に定める、通常の報告経路または通常と異なる通報手段としての内部通報制度により、報告または通報を行う。
- 6) 財務報告にかかわる内部統制については、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、充実を図る。

ロ. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する事項

- 1) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理は、文書管理規程に従い人事総務部が所管する。
- 2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により管理が義務づけられた、取締役、執行役員及び社員の職務執行にかかわる文書（電磁媒体記録も含む。）を常時閲覧することができる。
- 3) 文書管理規程の改廃は、人事総務部起案により社内稟議され、取締役会で承認を受ける。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクの分析、分類及び対応体制を定めたリスク管理規程により、事業支援部が当社及び当社グループのリスク管理を統括する。事業支援部は新たにリスクを把握した場合、分析及び分類を行い、リスク管理規程の改廃を起案する。リスク管理規程の改廃は事業支援部起案により社内稟議され、取締役会で承認を受ける。

- 2) リスク管理規程において想定されたリスクが顕在化またはその他重大なリスクが発生した場合は、全体を代表取締役社長（またはその代行者）が統括し対策本部を編成するとともに、対策本部長から指名され直接危機の沈静化を図る実施責任者は対策本部と連携し、危機または損害の拡大を抑える。その間の経緯は、実施責任者から対策本部へ報告され、対策本部はその対応策の方針を決定するとともに、実施した内容を取締役に報告する。
- 3) 顕在化または発生したリスクが、会社経営に及ぼす影響が比較的軽微な事項並びに限定された部門または当事者のみが関与する事項の場合は、マネジメント会議並びに通常の職務分掌及び指揮命令系統により対応する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 職務権限規程及び稟議規程により、取締役、執行役員及び社員の意思決定ルールを定め、各役職者の権限及び責任を明確にし、適正かつ効率的な体制を構築する。
- 2) 各営業部門の業績、当社及び関係会社の損益、会社が重要と認めた管理指標及び内部監査の概況を月次ベースで報告及び検討し、次の活動方針を決定するために、毎月1回「本部長会議」（代表取締役、全ての執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める。）を開催する。
- 3) 取締役会への決議事項上程に先立って、投資等で重要な案件は計画段階も含め、関係役員会を開催し、内容の周知と懸案となる事項の審議、調整を行う。
- 4) 営業及び開発情報の共有化を目的に、毎月1回「営業本部長会議」（代表取締役、営業系及び開発系の全ての執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める。）を開催する。
- 5) 年度末において次年度以降の予算等を策定し、取締役会の承認を得、また中間期末においては下期に関する予算達成度の見通しを策定し、取締役会へ報告する。

ホ、当社並びに親会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社及び当社グループは、当社各部門またはグループ各社担当の当社執行役員もしくは当社本部長及びグループ各社社長が、各部門及びグループ各社の業務執行の適正を確保する内部統制を構築、整備し、運用する。このうち内部統制の構築、整備にあたっては、下記4)の効率的な業務執行のための対応や下記5)の内部監査結果を踏まえて、必要に応じて当社管理系の執行役員と本部長が情報を集約し、当社管理系各部門の専門スタッフがサポートする。
- 2) グループ各社社長は、当社の関係会社管理規程及び予算管理規程に従い、必要な事項に関しては当社の承認を得、また財務決算、管理決算等の財務状況、営業成績及びその他重要情報について、グループ各社担当の当社執行役員または当社本部長並びに報告事項を所管する当社管理系各部門に報告する。またこれら報告を受けた各社担当の当社執行役員または当社本部長もしくは報告事項を所管する当社管理系各部門は、毎月1回開催される本部長会議及び営業本部長会議にて報告する。これにより、グループ各社の取締役等の職務の執行にかかわる当社への報告体制を維持し、充実を図る。
- 3) グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、グループ各社を当社の各部門と同様に位置づけ、当社のリスク管理規程により一元的に包括管理することで維持し、充実を図る。
- 4) グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、当社予算管理規程等による連結ベースでの事業計画等の策定や、当社管理系各部門からグループ各社の間接業務等の運営に資するガイドライン等の提供、グループ各社から当社管理系各部門への報告、相談を通して維持し、充実を図る。
- 5) グループ各社は、取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、個別にコンプライアンス規程を制定し運用する。また、当社内部監査室は、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役、当社各部門またはグループ各社担当の当社執行役員もしくは当社本部長、当社管理系の執行役員と本部長等に報告し、被監査部門の部店長及びグループ会社社長に結果を説明する。
- 6) 当社グループは、経営の独立性を確保しつつ、親会社（豊田通商株式会社）グループの一員としてそのグループ基本理念の精神を共有するとともに、親会社グループ全体における業務の適正を確保する体制との調和を図る。また、親会社グループとの契約や取引条件等は、その他顧客との取引における契約条件や市場価格を参考に、合理的に決定する。

- ハ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役会事務局は主に財務経理部員が兼務し、会計監査人との情報交換、その他事務に関して監査業務を補助する。また監査役の求めに応じて、コーポレート本部内のその他の部員も監査役会事務局を兼務しその業務を行う。
 - 2) 監査役は、内部監査室等管理系各部門の社員に対し、監査業務に必要な事項を命じることができ、当該命令を受けた社員は、その事項について監査役の指揮命令に従い、社内の指揮・命令系統から独立して調査にあたり、またその結果を直接監査役に報告する。
 - 3) 監査役会事務局員及び監査役から監査業務に必要な事項を命じられた社員に対する人事異動発令または懲戒処分については、代表取締役は事前に監査役にその旨を説明し、監査役の意見を聴取するものとする。
- ト. 当社並びに子会社の役員及び使用人等が当社監査役に報告するための体制及び当該報告をした者がその報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社取締役は、グループ各社にかかわる次に定める事項を当社監査役に報告するものとする。
 - (a) 当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、その事実及びその経緯、対応方針及び対応結果
 - (b) グループ各社の毎月の損益動向等の経営状況に関する事項
 - (c) 内部監査状況に関する事項
 - (d) リスク管理やコンプライアンス管理に関する重要な事項
 - 2) 当社監査役が、監査上情報を必要と判断した事項につき、当社執行役員及び社員またはグループ各社役員及び社員（以下、「グループ役職員」という。）に報告を求めた場合は、当該グループ役職員は全ての業務上の予定を調整し、最優先で当社監査役に対して報告を行う。
 - 3) 当社は、当社監査役へ報告を行ったグループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

チ. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項及びその他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用予算を、毎年、一般管理費予算に含めて計上する。
- 2) 当社は、監査役より通常の監査に要する費用または監査上臨時に発生した費用の請求（会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を含む。）があったときは、決裁権限に応じ担当部署等が審議を行い、これら請求にかかわる費用や債務が監査役の職務の執行に基づくものではないと認められた場合を除き、速やかに支払処理する。
- 3) 監査役は、取締役会以外にも、本部長会議等の会社の主要な会議に出席することができる。
- 4) 監査役は、会計監査人の行う監査及び内部監査室の行う監査に同行し、その監査結果の報告会等へ出席できる。

(注) 上記は、当期において運用されたものであります。なお、2022年3月28日開催の取締役会において、「二.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」における記載内容を追記し、2022年4月1日付で改正を決議いたしました。その追記した事項は以下の通りであります。

- ・取締役、監査役及び執行役員の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」（取締役会決議により選定された3名以上の取締役で構成され、その過半数については社外役員から選定することとし、社外役員は独立社外取締役から選定されることを基本とする。）を設置し、取締役会に対して諮問事項を答申する。
- ・支配株主または主要株主と少数株主との利益相反が生じ得る取引・行為について、少数株主の保護を図るため、取締役会の諮問機関として「特別委員会」（取締役会決議により選定された3名以上の社外役員のみで構成され、独立社外取締役から選定されることを基本とする。）を設置し、取締役会に対して諮問事項を答申する。
- ・持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上を図るため、サステナビリティ推進に関わる取り組みは「サステナビリティ委員会」（代表取締役、業務執行取締役、コーポレート本部長と開発系執行役員等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める。）を設置し、定期的にその活動状況を取締役に報告する。

詳細は、当社ホームページ (http://www.eleimatec.com/info/governance_policy.html) の「内部統制の基本方針」をご覧ください。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスを統括する「マネジメント会議」が、体制の構築を行いその運用を行っており、これにより当社グループ全体に対するコンプライアンス意識の醸成を図っております。

また、当社では「マネジメント会議」がコンプライアンスへの取り組みを統括し、人事総務部が、その事務局として、コンプライアンス全般の社内啓蒙、教育を実施し、その内容について適宜報告を行い、必要な都度、全グループ社員または関係者向けの注意喚起・通知・通達などを行っております。

更に、当社が制定するコンプライアンス規程においては、「行動基準」のひとつとして、反社会的勢力との関係遮断を盛り込み、人事総務部が行う社内教育にてその周知徹底を行っております。

内部通報制度につきましても、その内容をコンプライアンス規程に定め、社内外に設置した通報窓口への通報があった場合、通報者の通報に対する不利益扱いをすることなく、コンプライアンス事務局または案件に応じて常勤監査役を介して「マネジメント会議」に報告される体制を構築しており、通報の有無については、毎月「マネジメント会議」に報告されております。

2) 財務報告にかかわる内部統制

当社は、財務報告にかかわる内部統制規程を制定し、隔月で「内部統制運用委員会」を開催しております。

当該委員会においては、主に当社グループ全体について、業務運用上の課題や内部監査室による全般統制監査結果を基に、財務報告の適正性及び信頼性の確保につながる協議・検討を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する事項

当社は、取締役会が承認した文書管理規程を制定・施行し、取締役が主催または出席する各種会議体の事務局部門が、その議事録及びレジュメ等を書面保管またはデータ保存を行っております。

これらは、取締役及び監査役の求めに応じて必要な都度、閲覧できるよう運用しております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を制定・施行し、毎期、「リスク分析会議」を開催して、当社グループを取り巻くリスク事象の分析を行うほか、それぞれの項目に対して経営に与える影響度合い等の検証を行い、「マネジメント会議」にて報告を行った上で、会計監査人にも報告しております。

また、当社及びグループ各社が被る損失または不利益を最小限に抑制するため、リスクに応じた対策本部の設置基準、緊急事態対応体制マニュアルを予め定めております。その上で、事業継続マネジメント(BCM)及び事業継続計画(BCP)を策定し、これらを含めて、体制や取り組み手順等について、適宜見直しを行うなどの運用を行っております。

新型コロナウイルスに対しては、代表取締役社長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部において、情報の収集及び対策の検討・実施を行い、その内容を適宜取締役会に報告しております。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役が効率的に職務執行できるよう、以下の2点を定期的の実施しております。

1) 職務権限及び稟議

当社は、職務権限規程及びその付表として決裁一覧表を定めているほか、稟議規程を定め、運用しております。

内部監査室は、業務監査等を通じて、各種業務に関する承認が適正に行われていることの状況を確認しております。

また、稟議については、人事総務部が受付審査を行い、各役職者の権限と責任が適正に機能されるよう書類の回付を行うなどの運用が図られております。

2) 各種会議体の開催

当社では、毎月1回、「本部長会議」において、予算等を基に、当社グループ各社の損益状況、管理指標及び内部監査概況を月次ベースで報告・検討を行い、また、「営業本部長会議」においては、営業及び開発情報の共有化が図られております。

予算につきましては、次年度以降の予算案に関し、年初に開催される「予算会議」での審議を経て策定され、取締役会の承認により確定しております。

また、年央においては、下期に関する「見直し予算会議」で、その進捗や見通しについての検討が行われ、取締役会に報告されております。

なお、取締役会に上程される議案については、全て前項の稟議を経ており、その稟議過程で事案の重要度に応じて、内容の周知、懸念事項の審議・調整を行う「関係役員会」を開催しております。

ホ. 当社並びに親会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループ各社の業務の適正を確保するための体制を構築・整備・運用するため、「本部長会議」及び「営業本部長会議」において、各社の月次決算の経営状況の認識や内部監査結果等を通じて、各社が取り組むべき課題について報告・検討しております。

この課題の解決及び改善にあたっては、当社管理系各部門のスタッフが適宜、アドバイス・サポートを行っております。

ハ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査役の職務を補助する事務局スタッフを2名選定し、監査役の求めに応じて、その業務サポートを行っております。

また、監査役は、内部監査室が行う監査業務に対して、必要に応じて指導または助言を行っております。

- ト. 当社並びに子会社の役員及び使用人等が当社監査役に報告するための体制及び当該報告をした者がその報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は、当社の各種会議体に出席し、業務の適正を確保するための体制及びグループ各社の月次決算等について報告を受けております。
また、当社グループの全社員は、監査役の求めに応じて監査業務に必要な情報や報告を行うこととしており、当社は、当該情報・報告提供者に対し、不利益な取扱いを行わないよう運用しております。
- チ. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項及びその他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査室による業務監査の立会いを行うほか、会計監査人による監査への同行やその監査結果報告会への出席等についても、その職務として行っておりますが、当社は、監査役 of 職務の執行にあたって生じる経費類について、その請求に基づき、速やかに経費精算処理を行っております。

会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社グループは、エレクトロニクス業界において、伝統的商社機能のほか、情報収集機能、物流機能等を活用し、得意先、仕入先双方に、新たな付加価値を提供しつつ商材の販売活動を展開しております。

また、当社グループの事業活動においては、株主、得意先、仕入先、従業員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会の調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも必要であると考えており、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、これらステークホルダーの利益に資することに配慮し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させていく立場にあるべきものと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様の自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為があつたとしても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には、株主の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しています。

このうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為は不適切と考えざるを得ず、また、その行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することをめざしております。また、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資して頂くため、中長期的に当社の企業価値の最大化を図ってまいります。

企業価値の最大化に向けた経営戦略の具体的な内容につきましては、第76回定時株主総会招集ご通知「1. 当社グループの現況 (1)当連結会計年度の事業の状況 ④経営戦略及び対処すべき課題」に記載のとおりであります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取り組み

当社は、前記①記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、2007年6月22日開催の第61回定時株主総会で買収防衛策を導入し、2008年6月20日開催の第62回定時株主総会の決議による承認を得て、これを更新いたしました（更新後の買収防衛策を、以下「本施策」という。）。

しかしながら、その後、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為の脅威も相対的に低くなってきていると考えられ、また、金融商品取引法等の改正等に伴う、大規模買付行為に対する手続の整備、変更の浸透により、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本施策の目的は、一定程度担保されることとなりました。

このような事情を総合的に勘案し、当社は、2011年5月10日開催の取締役会において、2011年6月開催の定時株主総会の終結時に有効期間の満了を迎える本施策の見直しにつき慎重に検討を行った結果、2011年6月17日開催の当社第65回定時株主総会の終結時をもって本施策を継続しないことを決議いたしました。

なお、当社株式の大規模買付行為が行われた場合は、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれがないかどうか、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、会社法その他関係法令及び定款の許容する範囲において、当社取締役会が必要かつ適切であると判断する措置を講じます。また、今後の社会的な趨勢も考慮し、当社取締役会が買収防衛策を再導入する必要があると判断した場合には、定款の定めに従い、株主総会にその是非をお諮りいたします。

- ④ 特別な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、前記①の基本方針を踏まえ、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保するため、前記②を重点施策として策定しており、これはまさに当社の基本方針に沿うものであります。これら取り組みは、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 22社

主要な連結子会社名は、事業報告の「1. 当社グループの現況 (2)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数 0社

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

・商品、製品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

及び投資不動産

定額法

ロ. 無形固定資産

定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、エレクトロニクス製品分野を対象とした電子材料、電子部品、設備等の提供を主たる事業としており、これの提供は、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、顧客との約束が当該財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、当連結会計年度より代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…先物為替予約取引及び通貨オプション取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

先物為替予約取引及び通貨オプション取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、もしくは、実行の可能性が極めて高い将来の予定取引に基づくものであるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しており、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

・ 代理人取引に係る収益認識

エレクトロニクス製品分野を対象とした電子材料、電子部品、設備等の提供等について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、収益認識会計基準のもとでは、顧客との約束が当該財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、当連結会計年度より代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が104億67百万円、売上原価が104億67百万円それぞれ減少しております。また当連結会計年度の利益剰余金期首残高に反映されるべき累積的影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

また、「6.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金(流動資産)

当社グループは、債権の貸倒時に発生する回収不能見込額に対して貸倒引当金を計上しております。債権区分については、貸倒懸念が顕在化していないものを一般債権とし、貸倒懸念が顕在化しているものを貸倒懸念債権等とすることとしております。貸倒懸念が顕在化していない一般債権については、当社グループ各社で、貸倒実績率に基づいて債権の期末残高に対し一括で回収不能見込額の見積りをしております。当連結会計年度末における貸倒引当金(流動資産)は16百万円として計上されております。

上記の通り、貸倒引当金(流動資産)の金額の算出に用いた主要な仮定は、債権区分と貸倒実績率であります。なお、当該金額は現時点の最善の見積りであるものの、取引先の財政状態の評価や売上債権の滞留状況を含む回収可能性の検討については、経営者の判断を伴うものであり、それらの状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、設定する貸倒引当金(流動資産)の金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
 投資有価証券 42百万円
 上記の資産を、仕入債務298百万円の担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,225百万円
- (3) 投資不動産の減価償却累計額 141百万円
- (4) 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度
受取手形	9,136百万円
売掛金	52,088百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	42,304千株	－千株	－千株	42,304千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,358千株	0千株	－千株	1,358千株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- イ. 2021年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 941百万円
- ・ 1株当たり配当金額 23円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月23日

- ロ. 2021年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 696百万円
- ・ 1株当たり配当金額 17円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月3日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期となるもの

2022年5月23日開催の取締役会において次のとおり決議する予定です。

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 1,474百万円
- ・ 1株当たり配当金額 36円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月22日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、売掛金回収、買掛金支払及び設備投資の計画等に照らし、必要に応じて資金を調達しております。発生した余資については、定期預金等の低リスクの金融商品で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び破産更生債権等は、得意先の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。また、主に事業の運転資金に係る資金調達を目的とした短期借入金も、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引先を、高格付を有する金融機関に限定していることから、信用リスクは、ほとんどないものと認識しております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建営業債権債務について、月別通貨別に把握される残高に対して、原則としてその差異相当額を対象に、先物為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、先物為替予約取扱規程及び先物為替予約業務実施要領に沿って行い、財務経理部が決裁担当者の承認を得て行っております。また、月次の取引実績は、本部長会議(代表取締役、全ての執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める。)において報告されております。なお、連結子会社についても、当社が定める方法に従い、各種金融商品並びにリスクヘッジの執行及び管理をしており、当社は財務経理部が適宜モニタリングを行うことで、その管理状況を注視しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

流動性リスクに晒されている営業債務や短期借入金は、当社グループにおいては、各社が月次で資金繰り計画を作成する等の方法により流動性リスクの管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

〔(2) 金融商品の時価等に関する事項〕におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	531	531	—
(2)破産更生債権等	3,341		
貸倒引当金 (※2)	△3,341		
	—	—	—
資産計	531	531	—
デリバティブ取引 (※3)	△843	△843	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 破産更生債権等については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で表示しております。

(※4) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	24

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	531	－	－	531
資産計	531	－	－	531

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	－	843	－	843
負債計	－	843	－	843

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2022年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は55百万円（賃貸収益は営業外収益に計上、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
322	△9	312	1,081

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額の減少額は、減価償却によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えらえる指標等を用いて自社で算定した金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)	連結 計算書類 計上額
	日本	中国	その他 アジア	欧米	計		
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	109,115	50,253	32,136	9,141	200,646	－	200,646
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	49,972	10,526	7,692	2,361	70,552	(70,552)	－
計	159,088	60,779	39,828	11,502	271,199	(70,552)	200,646
セグメント利益	4,060	2,034	1,534	140	7,770	576	8,346

(注) セグメント利益（営業利益）の調整額は、セグメント間の消去額を記載しております。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

受取手形及び売掛金	当連結会計年度
期首残高	54,678
期末残高	61,224

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,456円67銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	131円25銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び
関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産

定額法

② 無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しており、年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合は、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、エレクトロニクス製品分野を対象とした電子材料、電子部品、設備等の提供を主たる事業としており、これの提供は、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、顧客との約束が当該財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、当事業年度より代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ③ ヘッジ方針
- ④ ヘッジ有効性評価の方法

繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段…先物為替予約取引及び通貨オプション取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避する目的で行っております。

先物為替予約取引及び通貨オプション取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、もしくは実行の可能性が極めて高い将来の予定取引に基づくものであるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

・ 代理人取引に係る収益認識

エレクトロニクス製品分野を対象とした電子材料、電子部品、設備等の提供等について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、収益認識会計基準のもとでは、顧客との約束が当該財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、当事業年度より代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上が79億96百万円、売上原価が79億96百万円それぞれ減少しております。また当事業年度の利益剰余金期首残高に反映されるべき累積的影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金(流動資産)

当社は、債権の貸倒時に発生する回収不能見込額に対して貸倒引当金を計上しております。債権区分については、貸倒懸念が顕在化していないものを一般債権とし、貸倒懸念が顕在化しているものを貸倒懸念債権等とすることとしております。貸倒懸念が顕在化していない一般債権については、貸倒実績率に基づいて債権の期末残高に対し一括で回収不能見込額の見積りをしており、貸倒引当金(流動資産)を15百万円計上しております。当該貸倒引当金の全額が一般債権に対する貸倒実績率による貸倒引当金であります。

上記の通り、貸倒引当金(流動資産)の金額の算出に用いた主要な仮定は、債権区分と貸倒実績率であります。なお、当該金額は現時点の最善の見積りであるものの、取引先の財政状態の評価や売上債権の滞留状況を含む回収可能性の検討については、経営者の判断を伴うものであり、それらの状況の変化によっては、翌事業年度以降の計算書類において、設定する貸倒引当金(流動資産)の金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 42百万円

上記の資産を、仕入債務298百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,017百万円

(3) 投資不動産の減価償却累計額 141百万円

(4) 保証債務等

次の関係会社の仕入債務に対し下記のとおり保証類似行為を行っております。

依摩泰香港有限公司

(8千米ドル) 1百万円

依摩泰貿易(大連)有限公司

(4千米ドル) 0百万円

依摩泰(上海)国際貿易有限公司

(2千米ドル) 0百万円

合計 1百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 18,112百万円

② 短期金銭債務 1,858百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	46,374百万円
② 仕入高	12,264百万円
③ 販売費及び一般管理費	295百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,078百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,358千株	0千株	一千株	1,358千株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	57百万円
賞与引当金繰入限度超過額	85百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	10百万円
ゴルフ会員権評価損否認	38百万円
関係会社株式評価損否認	94百万円
関係会社出資金評価損否認	169百万円
投資不動産圧縮限度超過額	29百万円
長期未払金否認	4百万円
その他	73百万円
繰延税金資産合計	562百万円

繰延税金負債

圧縮積立金	△17百万円
その他有価証券評価差額金	△83百万円
前払年金費用	△10百万円
その他	△1百万円

繰延税金負債合計 △113百万円

繰延税金資産の純額 449百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
金額に重要性がないため、記載は省略しております。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	資本金または 出 資 金	事業の内容 または職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (注)	科 目	期末残高
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	依 摩 泰 (上 海) 国 際 貿 易 有 限 公 司	5,794千 人民元	電子材料等 の 販 売	100	1名	販売商品の 一部を相互 に 供 給	商品の販売 (注)	10,524	売 掛 金	5,163
子会社	依 摩 泰 香 港 有 限 公 司	12千 USドル	電子材料等 の 販 売	100	1名	販売商品の 一部を相互 に 供 給	商品の販売 (注)	8,093	売 掛 金	2,214
子会社	Elematec Philippines, I n c .	215千 USドル	電子材料等 の 販 売	100	—	販売商品の 一部を相互 に 供 給	商品の販売 (注)	2,522	売 掛 金	1,554
子会社	Elematec Vietnam C o . , L t d .	373千 USドル	電子材料等 の 販 売	100	—	販売商品の 一部を相互 に 供 給	商品の販売 (注)	2,952	売 掛 金	938
子会社	Elematec (Thailand) C o . , L t d .	106百万 タイバーツ	電子材料等 の 販 売	100	—	販売商品の 一部を相互 に 供 給	商品の販売 (注)	6,424	売 掛 金	2,355

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を参考に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,134円09銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 78円47銭